

令和6年度第3回百貨店専門部会（議事要旨）

1 日 時 令和6年10月15日（火） 15時00分～15時25分

2 場 所 山口地方合同庁舎2号館5階共用会議室

3 出席者 公益代表委員 3名
労働者代表委員 3名
使用者代表委員 3名

4 議 題

- (1) 金額審議について
- (2) その他

5 議事要旨

- (1) 使用者側から、労使を代表して以下のとおり説明があった。
 - ・ 労使双方で協議を重ねた結果、制度維持に最低限度必要な地賃の引上げ額51円にプラス1円、つまり52円の引上げ、額にして1,000円で労使双方の意見が一致した。
 - ・ また、毎年のように地賃が大幅に引上げられ、今後もその傾向は続くことが強く予想される中で特賃制度をこれまで通り維持していくことは、非常に厳しい経営環境下に置かれている業界として限界と言わざるを得ず、地賃がセーフティーネットとしての機能を超え、その存在意義が大きく変容している中で、業界における特賃制度自体の意義、必要性も改めて再検討すべきである。
- (2) 部会長が公労使の委員に意向を確認したところ「引上げ額52円、時間額1,000円」、「効力発生日、令和6年12月15日」で全会一致し、審議会令第6条第5項の規定に基づき答申が行われた。
- (3) 事務局から、今後の審議等の日程について説明した。

注) 百貨店最低賃金専門部会の正式名称は「山口地方最低賃金審議会 山口県百貨店, 総合スーパー最低賃金専門部会」である。